2024年12月版

賃貸住宅へお住まいの方へ

へやパス

お部屋の安心パスポート

補償内容のご案内

「へやパス」の補償内容の概要をご案内します。
ご加入の際は、重要事項のご説明（Ｐ４～）にて、
補償内容の詳細等をご確認ください。

重要 ご契約に際しまして商品内容などの説明をご覧ください 動画でチェック!

家財の補償

次の事故により借用戸室内の家財に損害が生じた場合に、
保険金をお支払いします。

※具体的な補償内容は
重要事項説明書をご確認ください。

❶ 火災

❷ 落雷

❸ 破裂・爆発

❹ 風災・ひょう災・雪災

❺ 落下・飛来・衝突・倒壊

❻ 水濡れ

❼ 騒じょう

❽ 盗難

❾ 水災

❿ 各種費用

お部屋の修理費用の補償

次の事故による損害について、被保険者が自費でこれを修理した場合に、
被保険者が負担した修理費用に対し保険金をお支払いします。

※具体的な補償内容は
重要事項説明書をご確認ください。

専用水道管、
給湯器、便器の凍結
による損害

10万円限度
（凍結防止費用は1万円限度）

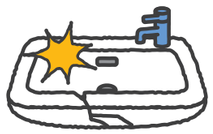

洗面台の破損
便器の破損

30万円限度

窓ガラスの破損

10万円限度

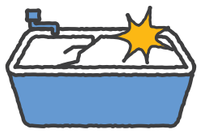

浴槽の破損

30万円限度

自費でドアロックを
交換した場合

ドアロック交換費用
3万円限度

※鍵の紛失による交換を除きます

借用戸室内での
被保険者死亡による
借用戸室損害＋遺品整理費用

借用戸室損害　50万限度
遺品整理費用　50万限度

※全て1事故の限度額となります

大家さんに対する賠償責任の補償

火災、破裂・爆発、給排水設備の使用・管理に起因する水濡れ**その他不測かつ突発的な事故**(※)により借用戸室を損壊し、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金等に対して保険金をお支払いします。

※その他不測かつ突発的な事故による補償は、借家人賠償責任担保拡張特約が付帯されている場合に限ります。

お隣さんなど第三者に対する賠償責任の補償

借用戸室の使用・管理や日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせたり他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金等に対して保険金をお支払いします。

付帯できる特約

ストーカー対策費用特約

ストーカーに遭った場合の警備費用等の補償

ストーカー行為をした者に対して、**警察署等から書面による警告または禁止命令等が発令された場合**に保険金をお支払いします。

この特約の対象は、申込書記名の被保険者のみとなります。また、法人契約はできません。その他、保険の特約等については、お申込み代理店へお尋ねください。

詳細は約款内「ストーカー対策費用特約」へ

約款は下記より確認ができます

お客様専用ページのご案内

ご契約後、契約証発行や
住所変更などの
各種お手続きが可能です

ASSOCIA SSI
株式会社 あそしあ少額短期保険

Emyii ssi
株式会社 Emyii 少額短期保険

共同保険に関する特約が付帯されている保険契約は、株式会社あそしあ少額短期保険（幹事）株式会社Emyii少額短期保険（非幹事）の共同引受（引受割合は各50%）です。共同保険特約が付帯されていない保険契約は株式会社あそしあ少額短期保険の単独引受です。本特約の付帯状況はマイページ等で契約内容をご確認ください。

『新家財総合保険【へやパス】』をご契約いただくお客さまへ

重要事項のご説明

はじめに

新家財総合保険「へやパス」に関するご説明です。下記のマークがついた項目は、特に重要ですので、ご契約前に必ずお読みください。 契約概要 ➡ 保険の内容のご説明 注意喚起情報 ➡ 特にご注意いただきたい事項

ご契約の内容は、「普通保険約款・特約条項」によって定まります。この書面は重要な事項を抜粋して記載したものです。詳細については「普通保険約款・特約条項」にてご確認ください。保険契約者と被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を被保険者の方に必ずご説明ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または株式会社あそしあ少額短期保険もしくは株式会社Emyii少額短期保険(以下「弊社」といいます。)までお問い合わせください。

Ⅰ．契約締結前における確認事項

1 商品の仕組みについて 契約概要

新家財総合保険「へやパス」は、家財損害の補償を中心に、借用戸室の修理費用や、貸主・第三者に対する損害賠償責任なども補償する、すべての住宅居住者様のための保険です。ご契約の内容は、普通保険約款と特約条項により構成されており、補償内容はご契約プラン（特約の有無）によって異なりますので、保険契約申込書にて詳細をご確認ください。

2 保険の対象（ご契約の対象） 契約概要

(1) 保険の対象となるもの

保険契約証等記載の住宅に収容された、被保険者または被保険者と生計を共にする親族が所有する家財が保険の対象となります。

(2) 保険の対象とならないもの

①自動車（125cc以下の原動機付自転車を除く）②通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手（盗難の場合を除く）③１個または１組の時価額が30万円を超える貴金属、宝石、美術品等 ④稿本、設計図、図案、証書、帳簿 ⑤商品、営業用什器、営業用備品 ⑥コンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ ⑦動物、植物

3 補償内容について 契約概要 注意喚起情報

(1) 保険金をお支払いする場合

①家財担保条項

お支払いする保険金	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
損害保険金	次の事故により家財に損害が生じた場合 ①火災 ②落雷 ③破裂、爆発 ④風災、ひょう災、雪災(損害が20万円以上となった場合に限る) ⑤水災による損害 ⑥給排水設備(建物の機能を維持するために必要な給水、排水設備)の事故、他戸室での事故による水濡れ ⑦騒じょう、労働争議等 ⑧建物外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触、倒壊 ⑨盗難	保険の対象の再調達価額によって定めた損害の額(家財保険金額限度) ※家財の損害額は、再調達価額(30万円以下の貴金属については時価額)を基準に算定します。 ⑤水災による損害の場合 a. 家財に再調達価額の30%以上の損害が発生した場合は、損害の額×縮小割合70%(損害の額は保険金額限度)および保険金額×支払割合30%のいずれか低い額限度 b. 家財に再調価額の15%以上30%未満の損害が発生した場合は、保険金額×支払割合10%(損害の額限度) c. 上記ａｂに該当しない場合で、床上浸水により家財に損害が発生した場合は、保険金額×支払割合5%(損害の額限度) ⑨盗難の場合 a. 家財、預貯金証書は１回の事故につき50万円限度 b. 30万円以下の貴金属等は１回の事故につき、1 個または１組ごとに10万円限度 c. 通貨は１回の事故につき 20 万円限度
持ち出し家財保険金	被保険者／被保険者と生計を共にする同居親族により、保険契約証等記載の住宅から一時的に持ち出された家財に、日本国内の他の建築物内で、損害保険金①から④までおよび⑥から⑨の事故により損害が生じた場合	損害の額（100万円または家財保険金の20%のいずれか低い額限度）
残存物取片づけ費用保険金	損害保険金①から④までおよび⑥から⑧の事故により損害保険金が支払われる場合	取片づけ費用実費（損害保険金10%限度）
失火見舞費用保険金	借用戸室から発生した火災、破裂、爆発により損害保険金が支払われる場合で、これにより第三者の所有物に損害が生じたとき	20万円×被災世帯数（家財保険金額の20%限度）
損害防止費用	損害の発生および拡大の防止のために必要又は有益な費用を支出した場合	消火薬剤等の再調達費用実費、消火活動に使用したことにより損傷した物の修理費用または再調達費用実費および緊急に投入された人員または器財にかかわる費用実費
地震火災費用保険金	地震、噴火、津波を原因とする火災により家財に損害が生じ、家財を収容する建物が半焼以上、または家財が全焼となった場合	家財保険金額×５％
臨時宿泊費用保険金	損害保険金①から⑧の事故により損害保険金が支払われる場合において、借用戸室に居住することができなくなったために臨時に宿泊した場合	臨時宿泊費用の実費（１室１泊につき３万円かつ14泊まで、20万円限度）
被災転居費用保険金	損害保険金①から⑧の事故により損害保険金が支払われる場合において、半損以上の損害が生じたため居住することができなくなった結果として転居した場合	被災転居費用の実費（家賃、共益費、敷金を除く賃貸借契約に必要な費用で家賃月額の３か月分または30万円のいずれか低い額限度）

②修理費用

お支払いする保険金	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
修理費用保険金	次のいずれかに該当する事故により借用戸室に損害が生じた場合において、被保険者が借主との契約に基づき自費で修理したときは、修理費用保険金をお支払いします。（借家人賠償責任担保特約の補償対象となる事故を除きます。） ①火災　②落雷　③破裂、爆発　④風災、ひょう災、雪災　⑤盗難　⑥給排水設備（建物の機能を維持するために必要な給水、排水設備）の事故、他戸室での事故による水濡れ　⑦建物外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触、倒壊　⑧騒じょう、労働争議等	実際に負担した修理費用の額（修理費用保険金額限度）
	借用戸室の専用水道管、給湯器、便器の凍結による損害	実際に負担した復旧費用／凍結防止費用(10万円限度。凍結防止費用は 1万円限度。)
	借用戸室内の洗面台、便器の破損による損害	実際に負担した修理費用の額(30万円限度)
	借用戸室の窓ガラスの破損による損害	実際に負担した修理費用の額(10万円限度)
	借用戸室内の浴槽の破損による損害	実際に負担した修理費用の額(30万円限度)
ドアロック交換費用保険金	次の事由により、被保険者が自己の費用でドアロック（注）を交換した場合 （注）借用戸室の玄関ドアのドアロックをいいます。 ①借用戸室の玄関ドアの鍵が盗取されたこと ②ドアロックがピッキングにより開錠されたこと ③ドアロックが、いたずら等によりその機能の一部または全部を失ったこと	実際に負担した交換費用の額（３万円限度）

③死亡時修理費用

お支払いする保険金	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額
修理費用保険金	被保険者が借用戸室内で死亡したことにより借用戸室に損害が生じ、当該被保険者に代わって借用戸室を修理すべき者(注１)が自費でこれを修理した場合	実際に負担した修理費用の額(50万円限度)
被保険者死亡に係る借家人賠償責任保険金	借用戸室内における被保険者の死亡により借用戸室に損害が生じ（被保険者の責めに帰すべき事由に起因する場合に限ります。）、貸主に対して負った法律上の損害賠償責任を当該被保険者に代わって借用戸室を修理すべき者(注１)が負担した場合	
遺品整理費用保険金	遺品整理をおこなうべき者(注２)が自費でこれをおこなった場合	実際に負担した遺品整理費用の額（50万円限度）

（注１）当該被保険者の法定相続人、保証人、相続財産管理人および他の被保険者をいいます。

（注２）（注１）ならびに借用戸室の賃貸借契約上残置物を引き取るべき者の定めがある場合のその者をいいます。

④個人賠償責任および借家人賠償責任

お支払いする保険金	保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金の額
個人賠償責任保険金	日本国内で発生した次の事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担した場合 ①借用戸室の所有、使用、管理に起因する事故 ②被保険者の日常生活に起因する偶然な事故		被保険者が負担する損害賠償金(個人賠償責任保険金額限度)
借家人賠償責任保険金	被保険者が次の事故により借用戸室を損壊させ、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担した場合	①火災 ②破裂・爆発 ③給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水、溢水による水濡れ	被保険者が負担する損害賠償金(借家人賠償責任保険金額限度)
		※一部プランのみ ④その他不測かつ突発的な事故	被保険者が負担する損害賠償金（保険金の額から保険契約証、保険証券または保険契約更新証に記載の免責金額を差し引いた額。１回の事故につき20万円限度かつ１保険年度(注)を通算して60万円限度。）

（注）契約日から１年ごとの期間のこと。保険契約の始期日から最初の満１か年を第１保険年度といいます。

⑤ストーカー対策費用特約　※一部プランのみ

保険金の支払対象となるストーカー事故は、下表の①から③のすべてに該当するものに限ります。

①	保険契約者または被保険者が、ストーカー行為をした者に係る相談を保険期間の開始日（注１）以降に警察署等に対し行ったこと（注２）
②	保険契約者または被保険者が、①のストーカー行為をした者に係る警告の申出または禁止命令等の申出を保険期間の開始日（注１）以降に警察本部長等または公安委員会に対し行ったこと（被保険者の禁止命令等に係る申出を経ることなく公安委員会が職権で禁止命令等をする場合を含みます。）
③	①のストーカー行為をした者に対し警察本部長等から書面による警告がなされたことまたは公安委員会から禁止命令等がなされたこと

（注１）本保険契約の申込日からその日を含めて 30 日を経過した日をいいます。
（注２）申込日の１年以上前に警察署等への相談を行っていた場合を含みます。

お支払いする保険金	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	支払い期間等
ストーカー警護費用保険金	ストーカー事故が発生したことにより、被保険者が提携警備業者に警護サービスを依頼し、被保険者がその警護サービス費用（警護サービスに付随または関連する費用を含む。）を負担した場合	実際に負担した警護サービス費用の額（１つのストーカー事故について240万円限度）	支払い期間は、１つのストーカー事故について発生日から最長1年間
モバイルセキュリティ費用保険金	ストーカー事故が発生したことにより、被保険者が提携警備業者にモバイルセキュリティサービスを依頼し、被保険者がその費用（モバイルセキュリティサービス利用のための初期費用および利用料を含む。）を負担した場合	実際に負担したモバイルセキュリティサービス費用（１つのストーカー事故について６万円限度）	支払い期間は、１つのストーカー事故について発生日から最長１年間
ストーカー対策費用保険金	被保険者にストーカー事故が発生したことにより、ストーカー対策として提携警備業者の提供する次の①～⑦の機器を購入またはサービスを利用した場合 ①防犯カメラ ②盗聴器・盗撮器探索サービス ③ホームセキュリティ ④鍵交換サービス ⑤センサーライト ⑥補助錠 ⑦ガラス窓強化フィルム	１つのストーカー事故について20万円限度	１つのストーカー事故について当該ストーカー事故の発生日から６か月以内のストーカー対策として提携警備業者の提供する機器購入またはサービス利用に限りお支払いします。
一時避難費用保険金	被保険者にストーカー事故が発生し、被保険者がストーカー対策として緊急避難するべく、一時的にホテル等(注)に宿泊し、被保険者が宿泊費用を負担した場合 （注）日本国内に限ります。	１つのストーカー事故について１泊１万円限度	１つのストーカー事故について14泊の支払いを限度とし、かつ当該ストーカー事故の発生日から３か月以内の宿泊に限ります。
引越費用保険金	被保険者にストーカー事故が発生し、被保険者がストーカー対策として転居(住民票の異動有無を問いません。)し、転居に要する費用(引越費用、賃貸借契約に係る礼金および仲介手数料を含みます。)を被保険者が負担した場合	１つのストーカー事故について40万円限度	１つのストーカー事故について１回の支払いを限度とし、かつ当該ストーカー事故の発生日から４か月以内の転居に限ります。
	⑨借用戸室に対する加工、修理または調整の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害 ⑩不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない借用戸室の電気的事故または機械的事故によって生じた損害 ⑪土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害 ⑫電球、ブラウン管等の管球類に発生した損害。ただし、借用戸室の他の部分と同時に損害を受けた場合については、この限りではありません。 ⑬風、雨、雪、ひょうもしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入によって発生した損害		
ストーカー対策費用特約	■保険契約者・被保険者等の重大な過失・法令違反 ■保険期間の開始日より過去１年間における警察署等へのストーカー行為をした者に係る相談をしていた場合		

(2) 保険金をお支払いできない主な場合（免責事由）

主な免責事由は次の通りです。（詳細は「普通保険約款・特約条項」をご確認ください。）

共通	■保険契約者･被保険者等の故意もしくは重大な過失または法令違反 ■戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱その他これらに類似の事変・暴動 ■地震・噴火・津波（地震火災費用保険金を除く） ■核燃料物質・放射能汚染による事故
家財担保条項（家財補償・付随費用補償）	■保険契約者・被保険者等の重大な過失・法令違反 ■保険契約者・被保険者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突・接触 ■事故の際における紛失・盗難 ■保険の対象が屋外にある間に生じた盗難 ■持ち出し家財である自転車･原動機付自転車(125cc以下)の盗難
修理費用担保特約・修理費用補償拡大特約	■保険契約者・被保険者・借用戸室の貸主等の故意・重大な過失・法令違反 ■保険契約者・被保険者・借用戸室の貸主が所有または運転する車両またはその積載物の衝突・接触
個人賠償責任担保特約	■被保険者の職務執行に直接起因する損害賠償責任 ■被保険者が職務に使用する動産・不動産の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 ■同居の親族に対する損害賠償責任 ■被保険者の使用人（家事使用人を除く）が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ■被保険者と第三者との間の特別の約定によって加重された損害賠償責任 ■被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊について、その財物に正当な権利を有する者に対する損害賠償責任 ■被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任（「高齢者住宅等に関する特約」を除く） ■暴行・殴打に起因する損害賠償責任（「高齢者住宅等に関する特約」を除く） ■航空機・船舶・車両（自転車を除く）・銃器の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任
借家人賠償責任担保特約・被保険者死亡に係る借家人賠償責任担保追加特約・借家人賠償責任担保拡張特約	■借用戸室の改築・増築・取壊し等の工事(被保険者が自己の労力をもって行った場合を除く)(借家人賠償責任担保特約に限ります。) ■被保険者と貸主との間の特別の約定によって加重された損害賠償責任 ■被保険者の心神喪失または指図に起因する損害賠償責任（「高齢者住宅等に関する特約」を除く） ■被保険者が借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任 ■借用戸室に発生した次の損害（借家人賠償責任担保拡張特約に限ります。） ①借用戸室の欠陥によって発生した損害 ②借用戸室の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剝がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害 ③湿気によって生じた損害 ④ねずみ食い、虫食い等による損害 ⑤借用戸室の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、その借用戸室が有する機能の喪失または低下を伴わない損害または借用戸室の使用により不可避的に発生する汚損、すり傷、かき傷等の損害 ⑥被保険者の所有または管理する動物（借用戸室の賃貸借契約において飼育が認められているか否かを問いません。）が借用戸室を損壊させたことによる損害 ⑦差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって発生した損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害を除きます。 ⑧借用戸室の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居している者(借用戸室の賃貸借契約において同居が認められているか否かを問いません。)の故意によって生じた損害

4 主な特約とその概要 契約概要

(1) 法人等契約の被保険者に関する特約

保険契約者が法人･個人事業主で、その役員･使用人が借用戸室に居住する場合に適用されます。これにより、記名することなく当該役員･使用人をこの保険契約の被保険者とすることができます。ただし、当会社の他の保険契約の被保険者は除きます。

(2) 同居人契約の被保険者に関する特約

被保険者に生計を共にする親族以外に同居人（賃貸借契約書等における借主・同居人に限る）がいる場合に適用され、これにより、当該同居人をこの保険契約の被保険者とすることができます。

(3) 保証会社払い特約

保険契約者が保険契約の始期日までに家賃保証会社等との間で保険料を含む料金等の保険契約等を締結していることを条件に、保険料を家賃保証会社等を経由して払い込むことができます。

(4) 転居に関する特約

被保険者が借用戸室（以下「転居前借用戸室」といいます）から転居し、転居後の借用戸室（以下「転居後借用戸室」といいます）においても当会社とこの保険の保険契約を新たに締結し、転居前借用戸室と転居後借用戸室の賃貸借契約の契約期間が重複している場合にかぎり、30 日間を限度として転居前借用戸室において生じた、普通保険約款およびこれに付帯される特約に規定する保険金支払事由に対しても、転居後借用戸室にかかわる保険契約において保険金を支払うことができるものとします。

(5) 高齢者住宅等に関する特約

借用戸室が高齢者住宅等である場合に適用されます。この特約により、レンタル福祉用具を保険の目的に含めます。また、被保険者が心神喪失により責任能力を欠く場合の監督義務者の負担する損害賠償責任を補償します。

5 保険期間（保険のご契約期間）、保険責任の開始（保険始期）について 契約概要 注意喚起情報

保険期間は加入プランにより１年または２年です。保険責任は、保険契約証等記載の保険期間初日の０時に開始します。ただし、新規契約の保険期間が開始した後であっても、保険料領収前に生じた事故に対しては保険金をお支払いしません。
※保険料コンビニ払いの場合は、保険始期の属する月の翌月末日まで保険料の払込み猶予があり、猶予期間内に発生した保険事故についても、未払いの保険料が払い込まれたことを条件に保険金を支払います。なお、猶予期間内に保険料の払込みがなかった場合は、ご契約は当初から成立しなかったものとします。

〈保険契約の更新について〉

- 保険期間満了日の２か月前までに、ご契約の更新についてご案内します。
- 保険契約者から更新しない旨のお申し出が無い場合は、ご契約が更新されますので、更新前契約の満了日までに更新契約の保険料を払い込みください。
- 更新前契約の満了日までに更新契約の保険料の払込みが無い場合は、更新契約の保険始期の翌月末日まで払込みの猶予がありますが、猶予期間内に保険料の払込みが無かった場合は、ご契約は更新されなかったものとなります。

6 引受条件（保険金額等）について 契約概要 注意喚起情報

- 家財担保条項では家財保険金額が補償の上限となりますので、家財保険金額が家財の再調達価額に不足する場合、万一の事故の際に十分な補償を受けられない可能性があります。また、家財の再調達価額を超える家財保険金額を設定いただいても、実際の損害額を超えて保険金をお支払いすることはありません。
- この保険における保険金の支払額が、この保険の計算の基礎に特に著しい影響を及ぼすと認めた場合には、保険期間中に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。また、想定外の事象が発生し、その事象によって支払うべき保険金の額が財務上特に著しい影響を及ぼすと認めた場合には、保険金を削減して支払うことがあります。

7 地震等による事故について 契約概要 注意喚起情報

弊社は地震保険を取り扱っておりません。この保険の保険料は地震保険料控除の対象とはなりませんので、ご了承ください。（この保険における「地震火災費用保険金」は、法律上の地震保険とは異なります。）

8 保険料に関する事項について 契約概要 注意喚起情報

- 保険料は、保険期間・保険金額・付帯される特約によって決定されます。
- 保険料は、お申込み時に指定した払込方法により、保険契約申込書記載の保険料をお支払いください。

9 保険料の払込みに関する事項（払込方法、払込期間）について 契約概要 注意喚起情報

- 新規契約の場合、保険料の払込猶予期間はありません（口座振替、コンビニ払い、分割払いを除く）。
- 保険契約申込書記載の保険料払込方法が口座振替である場合、払込期日に指定口座から保険料を振替えますので、事前に十分な額をご用意ください。払込期日に払込みが無い場合は、払込期日の翌々月末日（注）まで払込みの猶予がありますが、猶予期間内に保険料の払込みが無い場合は、ご契約は当初から成立しなかったものとします。
（注）保険契約者に故意・重大な過失が無い場合に限ります。
- 保険料分割払いの場合、第２回目以降の保険料は払込期日の翌月末日まで払込みの猶予がありますが、猶予期間内に保険料の払込みが無い場合は、この保険契約は失効します。この場合の失効は、猶予期間満了日の翌日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- 更新契約の払込猶予期間については 5 をご確認ください。

10 満期返戻金・契約者配当金に関する事項について 契約概要

この保険契約には、満期返戻金および契約者配当金はありません。

Ⅱ．契約締結時におけるご注意事項

1 クーリングオフ（契約申込みの撤回等）について　注意喚起情報

契約のお申込み後であっても、次のとおり、契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）を行うことができます。
- お申込日または本書面を受領された日のいずれか遅い日から８日以内であれば、クーリングオフができます。
- クーリングオフは、取扱代理店ではお申し出を受け付けられません。上記期間内（８日以内の消印有効）に、ハガキ等に下記の必要事項を記載のうえ弊社宛てに郵便または弊社ホームページお問い合わせフォーム https://www.associa-insurance.com/contact/form.html からご通知ください。
- クーリングオフされた場合には、保険料は速やかに全額お返しし、クーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求いたしません。
- すでに保険金をお支払いする事由が発生しているにもかかわらず、それを知らずにクーリングオフのお申し出をされた場合は、そのお申し出の効力は生じないものとし、保険金をお支払いします。

【宛先】　〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-5 九段北325ビル2F
株式会社あそしあ少額短期保険 クーリングオフ係

【必要事項】①クーリングオフされる旨　②契約申込年月日　③保険契約者の氏名(捺印)、住所、連絡先電話番号　④契約番号(申込書管理番号)　⑤取扱代理店名

2 告知義務等（保険契約申込書の記載上の注意事項）について　注意喚起情報

保険契約申込書に記載する次の事項は、ご契約に関する重要事項（告知事項）です。保険契約者には、ご契約時に告知事項に関して正確にお答えいただく義務があります。告知事項に関して、故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり事実と異なる内容を告知した場合には、弊社がご契約を解除したり保険金をお支払いできないことがあります。

【告知事項】①保険契約者の氏名(名称)・住所　②被保険者の氏名　③家財を収容する建物の所在地・用途　④世帯構成人数　⑤同一被保険者に係る弊社の他の保険契約の有無

3 補償重複について　注意喚起情報

本保険のご契約にあたっては、次表のように、補償内容が同様の保険契約（家財保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただいたうえでご契約ください。
※ 契約のみに特約がセットされている場合、転居等により契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

〈補償が重複する可能性のある主な特約〉

	今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
1	個人賠償責任担保特約	他社の自動車保険の個人賠償責任担保特約
2	個人賠償責任担保特約	他社の傷害保険の個人賠償責任担保特約

Ⅲ．契約締結後におけるご注意事項

1 通知義務等について　注意喚起情報

ご契約後に次の変更等が生じた場合には、遅滞なく弊社または取扱代理店へご通知ください。ご通知がない場合、弊社がご契約を解除したり、保険金をお支払いできないことがあります。

【通知事項】①家財全部の譲渡 ②家財を収容する建物の用途変更 ③引越等により家財全部を他の場所へ移転すること ④その他、告知事項の内容の変更

2 重大事由による解除、失効等　注意喚起情報

- 保険金を詐取する目的で故意に事故を生じさせた場合や、保険金請求に関し詐欺行為があった場合、反社会的勢力に該当または関与していると認められる場合等には、弊社がご契約を解除したり保険金をお支払いできないことがあります。
- 保険契約者・被保険者がご契約の際に詐欺または強迫を行った場合、弊社はご契約を取り消すことができます。
- 保険契約者がご契約の際に保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもっていた場合、ご契約は無効となります。
- ご契約後に保険の対象である家財の全部が滅失した場合、ご契約は失効します。

3 解約と解約時の保険料返戻（解約返戻金）　契約概要

- 保険契約を解約される場合は、インターネット上の「お客様専用ページ」からお手続きください。インターネット環境がない方は、書面の本冊子巻末の「解約依頼書」に必要事項をご記入のうえ弊社へご郵送ください。
  ※「お客様専用ページ」へのログイン ID・パスワードは、お申込時または保険料払込時に書面にてお知らせいたします。
- 保険期間の中途で解約される場合、次の計算式によって算出した保険料を返戻します。（注1）
- 保険料分割払いの場合、解約時の保険料返戻はありません。

【1年契約の場合】

解約返戻金 ＝ 保険料 ×（１ － 解約係数（注2））

【2年契約の場合】

① 解約日が保険始期から１年以内（残り期間が１年以上）である場合

解約返戻金 ＝ 保険料 × $\frac{1}{2}$ ×（１ － 解約係数（注2））＋ 保険料 × $\frac{1}{2}$

▶１年目の保険料については解約係数によって算出される額を返戻し、２年目の保険料については全額を返戻します。

② 解約日が保険始期から１年超（残り期間が１年未満）である場合

解約返戻金 ＝ 保険料 × $\frac{1}{2}$ ×（１ － 解約係数（注3））

▶すでに経過している1年目については保険料の返戻はありません。２年目の保険料について、解約係数によって算出される額を返戻します。

≪解約係数表≫

既経過月数(注4)	解約係数	既経過月数(注4)	解約係数	既経過月数(注4)	解約係数
1か月(13か月)	0.65	5か月(17か月)	0.78	9か月(21か月)	0.91
2か月(14か月)	0.68	6か月(18か月)	0.81	10か月(22か月)	0.94
3か月(15か月)	0.72	7か月(19か月)	0.84	11か月(23か月)	0.97
4か月(16か月)	0.75	8か月(20か月)	0.87	1年(2年)	1.00

（注１）：端数処理の過程で、実際の返戻額が上記計算式の結果と若干前後する場合があります。
（注２）：解約係数は、既経過月数（保険始期から解約日までの月数）に応じて異なります。上記の解約係数表をご確認ください。
（注３）：２年契約の②の場合は、解約係数表の（　　）内の既経過月数に応じた解約係数を適用します。
（注４）：既経過月数は、１か月に満たない期間は１か月として計算します。

4 保険契約の更新　注意喚起情報

- 保険期間満了日の２か月前までに、ご契約の更新についてご案内します。
- 保険契約者から更新しない旨のお申し出が無い場合は、ご契約が更新されますので、更新前契約の満了日までに更新契約の保険料を払い込みください。
- 更新前契約の満了日までに更新契約の保険料の払込みが無い場合は、更新契約の保険始期の翌月末日まで払込みの猶予がありますが、猶予期間内に保険料の払込みが無かった場合は、ご契約は更新されなかったものとなります。
- 弊社は、以下の各号のいずれかに該当する場合に、保険期間満了日の２か月前までに、保険契約者に更新を行わない旨を通知することができます。
  (1) 保険契約者もしくは被保険者が保険金を搾取する目的で故意に事故を生じさせたかこれに準ずる場合、または保険契約者もしくは被保険者が反社会的勢力に該当すると認められるかこれに準ずる場合
  (2) 弊社が保険契約上の義務を履行するに際して保険契約者もしくは被保険者がこれに協力しなかった場合またはこれに準ずる場合
  (3) 保険契約者または被保険者に係る事故の発生の頻度、損害の状況および損害発生の可能性などを考慮して、更新しないこととした場合

5 保険期間中または更新時の保険料・保険金額の変更　注意喚起情報

- この保険における保険金の支払額が、この保険の計算の基礎に特に著しい影響を及ぼすと認めた場合には、保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。また、想定外の事象が発生し、その事象によって支払うべき保険金の額が財務上特に著しい影響を及ぼすと認めた場合には、保険金を削減して支払うことがあります。
- この保険における保険金の支払額が、この保険の計算の基礎に特に著しい影響を及ぼすと認めた場合には、保険契約の更新時に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。また、保険金の支払状況等によりこの保険が不採算となり保険契約の引受が困難となった場合には、保険契約の更新を引き受けないことがあります。

6 保険金のご請求　注意喚起情報

(1) 万一事故が発生した場合は、すみやかに弊社事故受付センターへご連絡ください。事故受付後、お手続の流れや必要書類についてご案内いたします。

事故受付センター：0120-936-058（一次受付は24時間・365日）

(2) 保険金をご請求の際は、事故原因や損害の状況・程度等を確認し適切に保険金をお支払いするため、弊社が求める必要書類をご提出いただきます。必要書類のご提出が不備なく完了した日から、その日を含め30日以内に保険金をお支払いします。ただし、特別の照会・調査が不可欠な場合には、以下の日数を経過する日までとします。
①災害救助法が適用された災害の被災地域における調査：60 日
②専門機関による鑑定等の結果の照会：90 日
③警察・検察・消防その他の公的機関による捜査結果または調査結果の照会：180 日
※保険契約者・被保険者が正当な理由なく弊社の調査を妨げ、または調査に応じなかった場合は、その期間は上記期間に含みません。
(3) 賠償事故については、弊社や取扱代理店がお客様に代わって示談交渉を行うことはできません。示談交渉をすすめるにあたっては、必ず事前に弊社へご相談ください。
(4) 保険金請求権は、３年の時効により消滅しますのでご注意ください。

7 保険契約証等について　注意喚起情報

- 保険料を現金または振込にて払い込みいただいた場合、弊社所定の保険料領収証を発行いたしますので、ご確認ください。
- ご契約の成立を証明するものとして、インターネット上の「お客様専用ページ」に保険契約証画面を表示しますので、ご確認ください。なお、ご希望があれば紙面での保険証券の発行も承りますので、弊社へお申し出ください（0120-953-827）。

※「お客様専用ページ」へのログイン ID・パスワードは、お申込時または保険料払込時に書面にてお知らせいたします。

Ⅳ．その他ご留意いただきたいこと

1 少額短期保険業者とは　注意喚起情報

弊社は、保険業法第２条18 項に定める少額短期保険業者です。少額短期保険業者は次の範囲内で保険の引受けを行うことができます。
- 保険期間が１年(損害保険は２年)以内であって、保険金額が保険業法施行令第１条の６に定める金額(損害保険は1,000万円)以下である保険契約の引受け
- １人の被保険者について引き受けるすべての保険の保険金額の合計額が1,000 万円以下の引受け
- １の保険契約者について引き受けるすべての保険の保険金額の合計額が10億円以下の引受け

2 取扱代理店の権限　注意喚起情報

取扱代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行・交付、契約の管理等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。ただし、インターネット通信販売の場合、取扱代理店は媒介のみを行うため、保険契約は弊社の承諾をもって成立します。

3 少額短期保険業者が経営破たんした場合　注意喚起情報

弊社を含め少額短期保険業者が経営破たんした場合であっても、損害保険契約者保護機構または生命保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置の対象とはなりません。また、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する補償対象契約にも該当しません。

4 共同保険について　契約概要　注意喚起情報

この保険は、株式会社あそしあ少額短期保険（幹事）および株式会社 Emyii 少額短期保険（非幹事）の共同保険として、または各社単独で引き受けを行います。両社は保険契約証記載のそれぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。また、幹事少額短期保険業者は、他の引受少額短期保険業者の代理・代行を行います。

株式会社あそしあ少額短期保険　御中

変更・解約 依頼書

会社使用欄	
担当者	所管長

※退去が確定しましたら遅滞なくお手続きください
※書類に不明点がございますと、内容確認のご連絡をさせていただく場合がございます。ご連絡先は必ずご記入ください

契約番号	ＡＳ		捺印欄
ご契約者名	フリガナ	ご連絡先 TEL（　　－　　－　　） mail（　　）	印

□変更

変更年月日(西暦)	年　月　日	※被保険者情報について	契約者と同一の情報に変更希望の場合は、契約者と同一にチェックをいれてください	
契約者氏名	フリガナ	生年月日	連絡先	
		年　月　日	－　－	
住　所	〒	フリガナ		
被保険者氏名	契約者と同一 □	フリガナ	生年月日	連絡先
			年　月　日	－　－
被保険者住所(入居先住所)	契約者住所と同一 □	〒	フリガナ	

□解約

【ご注意】
・保険期間の残りが1か月未満の場合は解約返戻金はございません
・返還保険料口座はご契約者名義の口座以外の指定はできません
・半年以上前の解約日（退去日）の場合は、その日付がわかる書類を同封してください

解約(退去)日	年　月　日	退去物件名	号室

ゆうちょ銀行以外	金融機関名称	金融機関コード		支店コード
	銀行　信用組合　信用金庫　農協		本店　支店　出張所	
	口座名義人	種別	口座番号	
	フリガナ	普通　当座		
ゆうちょ銀行	フリガナ	記号	番号	
			1	

解約の手続き後「解約手続き完了のお知らせ」の送付をご希望される場合は、送付先住所をご記入ください ▶　〒

変更・解約 の お問い合わせ や WEB受付 は 裏面 をご覧ください

5 苦情・ご相談窓口について　注意喚起情報

弊社保険に関する苦情・ご意見
0120-936-120
受付時間 9:30 ～ 17:00(土日祝日・年末年始を除く)
Eメール：info@associa-insurance.com
お客様からのご要望・ご不満を、真摯に受け止め対応いたします。

少額短期ほけん相談室(指定紛争解決機関)
弊社は、保険業法に基づく指定紛争解決機関である一般社団法人 日本少額短期保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会へ相談や解決の申立てを行うことができます。
0120-82-1144 受付時間 9:00～12:00／13:00～17:00(土日祝日・年末年始を除く)

6 支払時情報交換制度　注意喚起情報

弊社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。
※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ（http://www.shougakutanki.jp/）をご参照ください。

7 個人情報の取扱い　注意喚起情報

個人情報の取扱いについて
この保険契約に関する個人情報は、引受少額短期保険業者が保険引き受けの判断、この保険契約の履行（保険金支払いなど）のために利用するほか、引受少額短期保険業者およびグループ会社（関連会社・団体を含む）が保険商品、各種サービスの案内・提供等のために利用することがあります。また、上記利用目的の達成に必要な範囲内で、ご提供いただいた個人情報を第三者に対して提供することがあります。詳細については、弊社ホームページをご覧ください。
(注)上記の「第三者」とは保険事故の関係者（当事者、少額短期保険業者、損害保険会社、修理業者など）、医療機関、再保険取引会社などをいいます。

保険料決済に関する覚書(保険料分割払いの集金契約の場合)
保険契約者と株式会社あそしあ少額短期保険（以下、「あそしあ」）は、保険契約に関して、以下の通り、合意した。尚、本覚書の各条項は、保険契約の各条項に優先して適用される。
第１条（集金義務の委託）
あそしあが、保険契約に定める保険料に関して代理店またはその委託先に集金義務（以下、「本サービス」）を委託することについて、保険契約者はこれに同意する。尚、保険契約者は、代理店またはその委託先が当該業務の全部又は一部を代理店またはその委託先の指定する第三者に再委託することにつき、予め承諾する。
第２条（支払方法）
保険契約に定める保険契約者のあそしあに対する支払は、代理店またはその委託先と保険契約者（賃借人）間の家賃等の集金契約の定めに準じて取扱うものとする。
第３条（滞納に関する取り扱い）
保険契約者のあそしあに対する保険料の支払が遅れた場合、代理店またはその委託先はあそしあに代わって、保険契約者に対して保険料の滞納額を通知することができる。

キリトリ

1 0 2 - 8 7 9 0

2 0 6

切手貼付

東京都千代田区九段北3－2－5
九段北325ビル 2階
株式会社
あそしあ少額短期保険
変更・解約係　行

変更、解約、事故受付はパソコンまたはスマホから！

変更はこちら▼

契約内容 変更フォーム

解約はこちら▼

お客様専用ページ
（解約は当該ページ内より行えます）

検索からでも各フォームへアクセスできます。

あそしあ　検索

各種お手続きでのご不明点や契約内容についてのお問い合わせはこちらから▶

よくあるご質問 および お問合せ先

お電話でのお問い合わせ
0120-953-827
受付時間／9:30～17:00
※変更・解約の受付はお電話では承れません

事故 WEB受付

電話が混みあう場合がございますので、WEBからもお問い合わせください。

事故受付センター　フリーコール 0120-936-058　携帯OK
受付時間／24時間・年中無休

受付業務以外の業務（初期対応等）は、9:30～17:00（土日祝日・年末年始を除く）に限らせていただきます。

結婚式を控えている方のための保険

『佳（よ）き日のために』

結婚式総合保険

家を買う時は火災保険。自動車を買う時は自動車保険。
では、結婚式の時は…？

新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症
地震や台風などの自然災害など
様々なリスクがある昨今『まさか』は突然やってきます
人生最良の日である結婚式を
心から安心して迎えていただきたい
そんな思いから生まれたのが
結婚式のための保険『佳き日のために』です。

詳細はこちら▼

引受少額短期保険業者

ASSOCIA SSI
株式会社 あそしあ少額短期保険
〒102-0073
東京都千代田区九段北3-2-5
九段北325ビル2階
[URL] http://www.associa-insurance.com

Emyii ssi
株式会社 Emyii 少額短期保険
〒102-0074
東京都千代田区九段南3-2-2
九段宝生ビル5階
[URL] https://emyii.co.jp

取扱代理店

取扱代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・ご契約の管理等の代理業務を行っており、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。ただし、インターネット通信販売の場合、取扱代理店は媒介のみを行うため、保険契約は弊社の承諾をもって成立します。

2412-AEHP-003